

地域密着型特別養護老人ホームおりひめ運営規程

(目的)

第1条 社会福祉法人欣寿会が開設する地域密着型介護老人福祉施設特別養護老人ホームおりひめ（以下「事業所」という。）は、事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態にある高齢者に対し、適切な処遇を行うことを目的とする。

(運営方針)

第2条 事業所は、利用者に対し、健全な環境の下で、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練及び健康管理を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう援助を行う。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 地域密着型特別養護老人ホームおりひめ
- (2) 所在地 山梨県富士吉田市上吉田 5410-1

(職員の職種、人数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、人数、及び職務内容は次のとおりとする。ただし、利用者の処遇上必要と認めるときは、職種の定数を上回る職員を置き、又は一部職種については兼任又は兼務することができる。

- (1) 管理者 1名
- (2) 介護職員等
 - 介護支援専門員 1名以上
 - 生活相談員 1名以上
 - 介護職員 10名以上
 - 看護職員 1名以上
 - 機能訓練指導員 1名以上
 - 管理栄養士 1名以上
 - 医 師 1名（嘱託）
 - 介助員 1名以上
- 職員は、介護の提供等に当たる。
- (4) 事務職員 1名以上
必要な事務を行う。

(利用定員)

第5条 利用定員は29名とする。

(事業の内容)

第6条 事業の内容は、介護保険給付対象サービスとして、利用者に対して作成される施設サービス計画に基づいて、入浴、排泄、食事等の介護、相談等の精神的ケア、社会生活上の便宜、日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を提供する。また栄養管理、栄養ケアマネジメント等の栄養状態の管理とする。

2 前項の費用に係るサービスの提供にあたっては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用については説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(利用者負担の額)

第7条 利用者負担の額を以下のとおりとする。

(利用料金から介護保険給付額を除いた金額を自己負担額とする)

- (1) 利用者の要介護度に応じたサービス利用料金の自己負担額
- (2) 利用者の該当する加算の合計金額の自己負担額
- (3) 居住費及び食費に係る自己負担額
- (4) 介護保険の給付対象とならないサービス料

2 居住費・食費

(重要事項説明書に記載の料金により支払いを受ける)

- (1) 利用料として、居住費・食費。
- (2) 「居住費」及び「食費」については、国が定める負担限度段階（第1段階から3段階まで）の軽減措置が適応された場合は、負担限度額証に示す金額を負担する。

3 介護保険の給付対象とならないサービス

(重要事項説明書に記載の料金によりご負担いただく)

- (1) レクリエーション・クラブ活動材料費等の実費
- (2) 日常生活上必要となる諸費用実費
- (3) 理容料実費
- (4) インフルエンザ接種実費
- (5) 立替金管理料
- (6) 特別食代
- (7) 電気代
- (8) 前項の費用に係るサービスの提供にあたっては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第8条 事業所の利用にあたっては、次の事項を遵守すること。

- (1) 火気の取り扱いに注意し、所定の場所以外では喫煙しないこと。
- (2) 建物、備品その他の器具を破損若しくは持ち出さないこと。
- (3) けんか、口論又は暴力等他人の迷惑になることをしないこと。

(非常災害対策)

第9条 管理者は、非常災害に備え、施設の点検整備、避難、救出訓練等を実施する。

- (1) 消火、避難警報その他防火に関する設備、及び火災発生の恐れのある箇所の定期点検。
- (2) 地域住民や関係機関等を交え、所轄消防署との連携及び避難、救出訓練等の実施。
- (3) 前各号に掲げる事項の実施については、管理者が定める。

(虐待防止に向けた体制等)

第10条 管理者は、虐待発生の防止に向け、本条各号に定める事項を実施するものとする。

また、管理者は、これらの措置を適切に実施するための専任の担当者とする。

- (1) 事業所では、虐待防止検討委員会を設ける。その責任者は管理者とする。
- (2) 虐待防止検討委員会は、職員への研修の内容、虐待防止のための指針策定、虐待等の相談及び苦情解決体制の整備、虐待を把握した際の通報、虐待発生時の再発防止策の検討、成年後見制度の利用支援等を行う。なお、本虐待防止検討委員会は、場合により他の委員会と一体的に行うほか、テレビ会議システムを用いて実施する。
- (3) 職員は、年2回以上、虐待発生の防止に向けた研修を受講する。
- (4) 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、責任者は速やかに市町村等関係者に報告を行い、事実確認のために協力する。また、当該事案の発生の原因と再発防止策について、速やかに虐待防止検討委員会にて協議し、その内容について、職

員に周知するとともに、市町村等関係者に報告を行い、再発防止に努める。

(緊急時等の対応方法)

第 10 条 職員は、事業を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医又は協力病院に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(その他運営についての留意事項)

第 11 条 事業所は、職員の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、又、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後 1 ヶ月以内
- (2) 繼続研修 年 1 回

2 職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。その職を退いた後も、又、同様とする。

3 ご利用に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行わない。ただし、利用者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより緊急やむを得ない理由を記録する。

4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、理事長と管理者との協議に基づいて定めるものとする。

付 則

この規程は、令和 3 年 8 月 1 日から施行する。

